

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第3回）

議事録

■開催概要

日時：令和7年9月26日（金）10時30分～11時15分

場所：オンライン開催

■議題

容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率について

■議事録

○三牧課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会容器包装リサイクルワーキンググループを開催したいと思います。

司会を務めさせていただきますGXグループ資源循環経済課長の三牧でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本ワーキンググループにつきましては、今回、オンライン形式での開催となっており、本日の審議につきましては、Y o u T u b eにてT e a m s会議の映像をライブ配信しております。オンライン形式での開催に当たり、通信環境の負荷低減のため、御発言の際を除きましてはカメラをオフ、マイクをミュートに設定していただきますようお願いいたします。

現在のところ22名中19名の委員の方に参加していただいております。定足数には達していることを御報告させていただきます。

なお、織委員、根村委員につきましては遅れての御参加になるということなので、このまま始めさせていただければと思っております。

容器包装リサイクルワーキング開催に先立ちまして、今回の審議より、従前のワーキングから人事異動で新たに4名の委員の方には御就任いただきますので、一言ずつ簡単な自己紹介をお願いできればと思います。青木委員、小川委員、小松委員、端山委

員の順にお願いいたします。

○青木委員 4月から日本石鹼洗剤工業会の容器・廃棄物委員の委員長を拝命いたしまして、同時に当ワーキンググループの委員に任命いただきました。所属は花王株式会社の包装技術研究所になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○三牧課長 ありがとうございます。では小川委員、よろしくお願いいたします。

○小川委員 この4月から紙製容器包装リサイクル推進協議会の専務理事・事務局長になりました小川です。TOPPANからの出向という形です。よろしくお願いいたします。

○三牧課長 ありがとうございます。引き続き小松委員、よろしくお願いいたします。

○小松委員 PETボトルリサイクル推進協議会の小松です。昨年度までは弊協議会から会長が委員として参加させていただいておりましたが、今年度、会長交代のタイミングもありまして、今回から事務局の私が委員として参加になりますので、よろしくお願いいたします。

○三牧課長 ありがとうございます。では、最後に端山委員、よろしくお願いいたします。

○端山委員 段ボールリサイクル協議会で事務局長をしております端山です。もう一つ、全国段ボール工業組合連合会という段ボールの業界団体で専務理事も兼任しております。よろしくお願いします。

○三牧課長 新任の委員の皆様ありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただければと思います。議事の進行につきましては斉藤座長にお願いしたいと思います。斉藤座長、よろしくお願いいたします。

○斉藤座長 杏林大学の斉藤でございます。昨年度に引き続きまして、本ワーキンググループの座長を務めさせていただきたいと思います。円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。議題「容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について」となります。資料の御説明について、岡田補佐からよろしくお願いいたします。

○岡田補佐 御紹介いただきました経済産業省資源循環経済課の岡田と申します。

資料2に沿って御説明させていただきたいと思います。

容器包装リサイクル法第11条から第13条までの規定に基づきまして、特定事業者については毎年度、自らが利用・製造した容器包装の量に応じた義務量の再商品化が義務づけられております。

義務量の算定に当たって必要となる量、比率等、こちらの枠で囲っております、AからGというところでございますが、こちらの量、比率を主務大臣が定めるということになっております。これらの数字は、農林水産省と経済産業省、当省が実施する容器包装利用・製造等実態調査と、環境省が実施する容器包装廃棄物分類調査の結果を用いて算出しているというところになります。

容器包装利用・製造等実態調査では、容器包装を利用・製造等している可能性がある業種として、製造業、卸売業、小売業、外食業、農業、漁業を選定しまして、その業種の中から、規模別ではあるのですが、事業者を無作為に抽出しまして、アンケート調査を行っているところであります。今年度は、未達分を除きますが、およそ3万5,000社へアンケート調査を発出しまして、約1万6,000社からアンケートを回収したという結果を用いたものになっております。

環境省が実施しております容器包装廃棄物分類調査については、国内の中核市3市、一般市5市の全8都市を調査対象としまして、廃棄物の組成割合を分析しているというものになります。廃棄物の種類、ラベルなどから推定される用途、業種、中身商品の種類をもとに排出量を推定しているというところでございます。

続きまして2ページに移らせていただきます。再商品化義務量の算定方法の概略でございます。本日御審議いただく量、比率は、個々の特定事業者の業種ごとの再商品化義務量を算定するために必要となる、こちらのピンク色の丸で示している7つの項目になります。具体的には特定事業者責任比率、再商品化義務総量、特定容器比率、業種別比率、業種別特定容器利用事業者比率、事業系比率、そして業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量となっております。

業種区分ごとの再商品化義務量の算定プロセスでございますが、このスライドの薄い水色の塗りつぶしの箇所になります。再商品化義務の対象となっているガラス瓶は無色、茶色、無色・茶色以外のその他の色というように、色別で3種類に分けられていますが、それにPETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を加えました6品目と、それごとに環境大臣が定める特定分別基準適合物の分別収集見込総量、これについては市町村による独自処理予定量を控除した値になるのですけれども、そ

の値に、特定事業者が再商品化義務を負う量の比率であります特定事業者責任比率（A）を掛け合わせた値と、主務大臣が定める再商品化義務見込量に特定事業者責任比率（A）を掛け合わせた値を比較しまして、いずれか少ないほうを再商品化義務総量（B）というところで求めていくというものになっております。

さらに、この容器包装ごとに再商品化義務総量（B）を算出したものに、その下にございます、素材ごとに排出見込量ベースに容器が占める割合を示す特定容器比率（C）、また容器ごとの排出量に占める業種別の比率（D）、さらに特定容器ごと、各業種における容器を利用する事業者の比率である業種別特定容器利用事業者比率（E）を乗じることで、業種区分ごとの再商品化義務量を算定していくというものになっていきます。

この業種区分ごとの再商品化義務量に、個社ごとに排出見込量ベースで当該業界におけるシェアを表してくるローマ数字Ⅱ割るⅢの値を乗じまして、個社ごとの再商品化義務量が算出されていくというような仕組みになっております。

次のページで個別の比率を御確認いただければと思っております。まず特定事業者責任比率（A）でございます。容器包装リサイクル法における小規模事業者は、製造業であれば売上高2億4,000万円以下であって、従業員20名以下。サービス業であれば売上高7,000万円以下であって、従業員5名以下については小規模事業者という形で定義されておまして、この小規模事業者に対しては再商品化義務を課していないのですが、市町村が分別収集するものについては、この小規模事業者が利用・製造・輸入した容器包装も含まれてくるわけでございます。そこで、容器包装廃棄物総量のうち、特定事業者が再商品化すべき負担割合を出すために特定事業者責任比率というものを算出しております。

この比率の算出については先ほど御紹介した容器包装利用・製造等実態調査を用いまして、消費者から排出されると見込まれる量に占める、特定事業者由来の容器包装廃棄物の割合を求めます。それとともに、廃棄物分類調査についても同様に、特定事業者由来の容器包装廃棄物の排出見込量の割合を求めて算出していきます。これらの算出結果を容器包装の種類ごと、業種ごとに平均値を取りまして、さらに昨年度調査における値と2年移動平均を取った値を特定事業者責任比率として記載させていただいているところになります。

その特定事業者責任比率案については表1－1に記載させていただいてございます。

変動としましては、茶色のガラス瓶の特定事業者責任比率が1ポイント増の**89%**となっており、その他の色のガラス瓶の特定事業者責任比率が1ポイント減の**91%**となっているところでございます。

続きまして、特定容器包装の品目ごとの再商品化義務量になります。4ページ目の表1-2です。一番右端の欄が特定容器包装ごとに再商品化義務量を示しているところになります。表中の（ア①）、左の分別収集見込総量についてですが、この数値は市町村が策定している分別収集計画に記載されている、特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量を合算した数値となっております。

市町村が作成する分別収集計画は、容リ法第8条の規定に基づきまして、各市町村において3年ごとに、5年を1期とする計画を策定することとされております。本年度が更新の年となっておりまして、今回お示ししている量については、令和8年を始期とする5年間の計画のうち、令和8年度の値を表記させていただいているものでございます。

また、そのすぐ右になりますが、分別収集見込総量から差し引くこととしている、市町村による独自処理予定量というところにつきましても、分別収集計画に記載されている数値のうち、8年度の値を記載しているというものとなっております。

この表の（イ）のところ、真ん中辺りの再商品化見込量については、容リ法第7条の規定に基づきまして、主務大臣が3年ごとに、こちらも5年を1期とする再商品化計画を策定することになっておりまして、こちらも本年度が更新の年となっておりますので、令和8年を始期とする5年間の計画ということで、令和8年度の値を表記させていただいております。

分別収集見込総量（ア①）から、市町村による独自処理予定量を控除した量を（ア②）に記載させていただいております。この（ア②）と（イ）のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を掛けた量を、特定分別基準適合物ごとの再商品化義務量としているところになっております。

続きまして、特定容器比率（C）に移ります。これは特定分別基準適合物ごとの再商品化義務量のうち、特定容器の占める割合を、排出見込量の比により算出したものとなっております。先ほど御紹介した2つの調査の結果を、2年移動平均を取ることによって算出しているというものとなっております。数値案はこちらの表にございまして、紙製容器包装の特定容器比率が前年度と比べて**0.74%**増の**88.44%**となりました。

て、プラスチック製容器包装の特定容器比率は、前年度と比べて**0.52%増の93.51%**となりましたというところでございます。

続きまして業種別比率、5ページの表3になります。こちらの実態調査と分類調査の結果を用いまして、容器ごとに各業種の排出量を、全業種の排出量で割ることで求められているものでございます。2つの調査から算出された値の平均を取りまして、さらにその平均値の2年移動平均を取って、各分別基準適合物の各業種に割り当てる比率としているところであります。

ここからの説明は細かな数値が多くなってきますのでかいつまんで御紹介させていただきたいと思っております。昨年度から大きく変動した項目はそこまで多くないのですが、その他の色のガラス製容器の清涼飲料業はおよそ1ポイント増の**15.03%**となりました。無色のガラス製容器の酒類製造業についてはおよそ**1.5**ポイント減少しまして**30.84%**となったというところでございます。

6ページに移っていただいて、こちらには紙製容器、プラスチック製容器の業種別比率を記載させていただいております。紙製容器の食料品製造業についてはおよそ**1.4**ポイント増加しまして**42.14%**となっております。

業種別比率のところは以上になりまして、7ページ以降は業種別の特定容器利用事業者比率の表示になります。業種別特定容器利用事業者比率は、実態調査におきまして特定容器を利用した商品の販売額と、特定容器自体の販売額の比率で算出しております。数値案はこちらの表4になっております。こちらを見ていきますと、PETボトルの清涼飲料製造業の利用については比率が**1.5**ポイントほど減少しまして**84.55%**となっております。ガラス製の容器について、変化はほとんどなかったかと思っております。

8ページ、こちらは紙製容器とプラスチック製容器の業種別特定容器利用事業者比率を掲載しております。こちら昨年と比較して大きな変動はなかったかを見ております。

ここまでで、先ほど御紹介した(A)から(E)までのパラメーターの算出について説明させていただきました。これらの数字を掛け合わせることで業種区分ごとの再商品化義務量が算出されてくるということになります。

次に、2ページに戻りまして、資料右側の分数の部分についてです。こちらの分子、緑色のほう是个々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量でございまして、排出

見込量は各特定事業者実際に申告していただくということになっているのですが、排出見込量の算出方法としましては容り法上、自主算定方式と簡易算定方式の2種類を用意しております。各特定事業者が排出見込量を算出する際に、販売する商品に用いる、または製造する容器包装の量から事業用として用いる分、言い換えると容器包装廃棄物として家庭から排出されていない量を控除することができることになっておりまして、事業用として用いる部分について、帳簿上で量として管理できている事業者におかれましては、自主算定方式という形で事業用の量を控除して申告いただくということになっております。

一方で、事業者によってはその事業用の容器包装の量を自らの帳簿上管理していないという事業者も存在していると認識をしておりますので、先ほど御紹介した調査の中で、特定分別基準適合物ごとに、業種区分ごとに事業用として利用されている比率を求めまして、その比率を主務大臣が定め、その事業系の比率を使って簡易算定的に排出見込量を算出することを認めているという形になっております。この簡易算定方式に用いられる、事業系比率というものにつきましては、9ページ、10ページの表5というところに表示させていただいております。

基本的に、自主算定方式を推奨しておりまして、そういった観点から、簡易算定方式においては数値を5%単位で刻んでおりまして、切り下げているというところで表記させていただいています。したがって、資料中、一部「0」と記載している部分がございますが、こちらは完全に事業系がないというわけではなくて、5%未満となって、簡易算定方式の値が0%になっているということを示していると御理解いただければと思います。

こちらを見ていきますと、清涼飲料製造業における茶色のガラス製容器の利用については10%上昇しまして20%となりました。またその他事業における無色のガラス製容器の製造業については15%減少しまして0%となっているというところでございます。

10ページ目に移っていただくと、紙製容器とプラスチック製容器の事業系比率を掲載しております。医薬品製造業における紙製容器の製造については10%減少しまして、結果5%となっていますし、小売業における紙製容器の製造等については10%増加しまして、40%となっているというところでございます。

最後に、業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量の年間の総量をお示しさせていた

できます。こちらの数値につきましても、実態調査等分類調査から、当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定しまして、2つの調査結果の平均値を取り、また2年移動平均を取って数値を記載させていただいているところでございます。

こちらを見ていきますと、食料品製造業の無色のガラス瓶の利用については、およそ1万1,000トン減少しまして約13万2,000トンとなっております。酒類製造業の茶色のガラス瓶の製造については、およそ1万2,000トン減少しまして約10万6,000トンとなっていると。さらに清涼飲料業製造業のPETボトルの利用については、およそ1万トン減少し、66万7,000トンとなっているというところでございます。それ以外は大きな変動はなかったと見ております。

続きまして12ページです。紙製容器とプラスチック製容器の排出見込量を掲載させていただいています。紙製容器の利用でその他事業については、およそ2万トンの減少となり、16万6,000トンとなりました。また紙製容器の製造のその他の事業については、およそ7,200トンの減少となりまして、約14万4,000トンとなりました。

プラスチック製容器のほうを見ていきますと、食料品製造業の製造等についてはおよそ1万3,000トンの減少となっております、54万4,000トンとなりました。清涼飲料製造業における利用についてはおよそ6,000トンの増加となり、約6万7,000トン。一方で、製造についてもおよそ1万9,000トンの増加となり、11万5,000トンとなりました。それから、小売業の利用についてはおよそ2万トンの減少となりまして、12万4,000トンとなり、製造についてはおよそ1万2,000トンの増加となりまして、約15万2,000トンとなったという結果になっております。

再商品化義務量の算定に係る量、比率についての御説明は以上となります。

○斉藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のありました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。御発言を希望される方は挙手ボタンを押してお知らせください。

○野中委員 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の野中と申します。

御説明ありがとうございました。その中で幾つか質問させていただければと思うのですが、資料2の4ページ、表1-2の再商品化義務総量の算出というところですが、プラスチック製容器包装、一番下段になりますけれども、こちらについて少し教えていただければと思います。

今回の資料で令和8年度は66万4,290トン、こちらが再商品化義務総量としてお示しいただきました。一方で、今年度につきましてはこちらの数字は72万720トンということで、結構大きな数量の変化になっているとお見受けいたします。これがなぜなのかというところを御教示いただければというのが1つ。

それと、この数字に影響を与える市町村の独自処理予定量、こちらが、令和8年度は8万4,000トンという形で示されておりますけれども、これも前年から大きく増えて、前年が5万2,000トンということで、こちら6割ぐらいアップしています。この点、何が変化してこうなったのかというところを御教示いただければと思います。

併せて、プラスチック製容器包装の市町村の独自処理は、どのような処理をしているのかというのもお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○斉藤座長 ただいまの御質問について、御説明いただけますでしょうか。

○岡田補佐 ありがとうございます。令和8年度の分別収集見込総量のところ、プラスチック製容器包装は75万5,000トンという形で、昨年は78万トンだったので、数値自体は昨年から減っていますし、御指摘のとおり、独自処理予定量のところについては8万4,000トンで、昨年は5万2,000トンであったかと思っております。したがって全体の量も減り、かつ、独自処理予定量も増えているということで、再商品化義務量が少し減っているということは御指摘のとおりだと思っております。

この要因分析、正確なところは分析できておりませんが、分別収集の見込総量のところで、一つ要因があるのかなと思うところについては、2019年にプラスチック資源循環戦略というものが定められるとともに、令和4年にプラスチック資源循環促進法が施行されまして、その中で容器包装を含むプラスチック使用製品の設計指針というものも定まってきました。その指針の中では、プラスチック使用製品の構造について減量化や、包装の簡素化というものが求められておりまして、そういったことを意識して、プラ製品の容器包装を設計することが、市町村も含めて、世の中に浸透してきたというところも、一要因として考えているところでございます。そういったことを意識して、市町村が分別収集量を減らして、分別収集計画を作成してきたということも考えられます。分別収集計画を見ると、各自治体、全体的に少しずつ減らしているというような傾向があって、そういう活動も意識しつつ、市町村も分別収集見込量が減ってくるのではないかなというような判断をされたのではと考えております。

加えて、独自処理予定量の増えている量については、こちら細かな分析ができて

おりませんが、自ら再商品化するというものも増えてきている可能性があるのかなと推察するところでございます。

以上です。

○斉藤座長 ありがとうございました。ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

○野中委員 ありがとうございます。それでは、定かな情報というものが入手できたときには、またいろいろお教えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤座長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに御発言、御質問を御希望される方、いらっしゃいますでしょうか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 どうも御説明ありがとうございます。質問ではないですが、感想が一つと、もう一つは要望でございます。

昨年度までのワーキングで毎回発言させていただいておりましたけれども、令和8年度の再商品化見込量は新たな計画に基づいて提示されておりまして、この数値を見る限りにおいては、前回の再商品化計画と比べると非常に妥当な数値になっているのかなと思います。特にその他の色についてです。

令和6年度から、分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引くという形になっておりまして、と言いながらも令和6年、令和7年度についても、その他の色については、やっぱり算定係数が1を超える業種が結構散見されていたというところがありました。今回、事前に資料を頂戴いたしまして、試算させていただいたところ、1を超えるところはなかったように思います。

その理由については、一つは環境省さんのほうで提示されている、いわゆる分別収集計画量のその他の色の数値、独自処理を差しい引いた量ですが、それが過去の実績から見ると非常に妥当な数字になってきているというところが大きな要因になっているのかなと拝察いたしております。ということで、今回は試算をした結果、ほぼ妥当な算定係数に、過去と比べても妥当な数字になっているのかなと思います。

以上が感想でございまして、もう一つは要望でございます。

要望につきましては、特にその他の色のガラスについての件でございます。過去の実績、容リ協さんのデータを見まして、受託量と、それから引取り実績を出すと、その他の色については、年度によって若干違いますけれども、多いところだと受託量の

1.5倍ぐらいの量が引取り実績というようになってきています。一方で、無色のガラスについては逆です。出した量の6割とか7割程度が引取り実績というようになっていくということがあります。

こちらについては、毎回、御要望させていただいてはいますが、幾つか、原因といったようなものが推測できるのかなと思ひまして、一つは、毎回申しますが、ただ乗り事業者の件でございます。その他の色については、やはりただ乗り事業者のケースが多いのかなと推察をしているところでございますが、無色、茶色、もしくはその他の素材につきましても、同様にただ乗り事業者の影響というのはあるのかなと推察してるところでございますので、引き続き、ただ乗り事業者がきちんと容リルート、もしくは自主回収も含めて、きちんとした再商品化处理をするという形で御指導いただけたらと思ひます。

またもう一つの原因といたしましては、自治体における色選別の精度の問題があるのかなと思っております。こちらについても、毎年度、当協議会のほうで分析しておりますけれども、集め方とか運び方、選別の仕方によって、かなり1人当たりの引き渡し量も違いますし、色別の構成比も違っているというところがございまして、こちらにつきましても、各自治体に色選別の精度向上について依頼・要望していただければと思ひます。

以上でございます。

○斉藤座長　　今の田中委員からの御指摘について御回答をお願いいたします。

○岡田補佐　　ガラス瓶その他の色については、昨年度は算定係数が1を超えてしまうところが数多くあったというところだったのですが、今年度を見ますと、それが一定程度落ち着いたのかなというところは認識しております。やはりそこは、自治体の混合回収によって、その他の色にカウントされていないものの数値が大きくなってしまっているのではないかというところで、そういった原因があるのかなとは認識しております。

ただ乗りのところについては御指摘のとおりだと思いますし、経済産業省としても再商品化義務が課されると考えられる事業者にアプローチしまして、局からコンタクトを取って、「義務を履行していますか」とか「認識されていますか」というような活動しておりますので、これをやっていくとともに、ただ乗りに対する、さらにもう一歩踏み込んだような形で何かできないかというところは引き続き考えていきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の色選別のところです。今後関係する省庁とともに、市町村での選別による破袋の防止とか、色選別収集の徹底とか、引き続き理解と協力を求めていきたいと思っております。

以上になります。

○斉藤座長 ありがとうございました。田中委員、今の件に関して、さらにあればお願いいたします。

○田中委員 御丁寧な御説明をありがとうございました。特にございません。

○斉藤座長 分かりました。ありがとうございます。もう一方、小川委員ですね。お願いいたします。

○小川委員 紙製容器包装リサイクル推進協議会・小川です。

御説明ありがとうございました。今映っております、再商品化義務総量につきまして、事前の打合せで紙製容器包装の数字が昨年から変わっていることにつきましては、岡田補佐から説明いただきまして理解できました。ありがとうございました。

一つお願いでして、この表だけ、昨年の数字が載っていないため、昨年度の資料を見ないと分からないので、できればほかの表と同じように昨年の数字が入っていると、どこに差があるのかというのが見やすくなるのかなと感じました。ただ、ちょっと表が大きくなってしまいますので、無理かもしれませんが、御検討いただければと思っております。

以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。御回答をお願いします。

○岡田補佐 ほかの表は括弧書きで昨年度の数値があるのですが、こちらのほうは記載できていなかったもので、今後記載するようにしていきたいと思います。

○斉藤座長 ありがとうございます。それではほかに、どなたか御発言を希望される方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

ありがとうございます。特に大きな御意見はなかったようなので、本日、事務局から御提示のありました量、比率については、委員の皆様、御了承いただいたものとして取り扱わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。

○三牧課長 委員の皆様、お忙しい中、御審議に御参加いただきまして、誠にあり

がとうございました。

議事録、議事要旨につきましては事務局で取りまとめを行い、委員の皆様にご確認いただいた上でホームページに掲載させていただきたいと考えております。

事務局からは以上になります。

○斉藤座長 それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。これで閉会させていただきたいと思います。

以上

令和7年10月27日 追記

本ワーキンググループ終了後、容器包装廃棄物分類調査の集計方法に誤りがあったことが発覚したため、当該資料を修正し、ホームページの掲載資料（資料2及び参考資料1）を差し替えております。

なお、内容については、審議結果に影響を及ぼすものではないため、座長一任にて審議を完了しております。